

# 社団法人大阪府公園・都市緑化協会

## 定 款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、社団法人大阪府公園・都市緑化協会と称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府豊中市寺内1丁目13番2号に置く。

従たる事務所として大阪府堺市北区南花田町745番地に南部事務所を置く。

#### (目的)

第3条 この法人は、大阪府における公園・緑地等に関する事業の健全な発達を図るとともに、都市緑化等の推進に努め、緑豊かな都市環境を創造し、もって文化の向上・発展に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)都市緑化の啓発
- (2)都市緑化及び公園に関する調査・研究・計画・設計
- (3)都市緑化施設及び公園の維持・管理
- (4)都市景観(街づくり)並びにアメニティに関する調査・研究・企画・指導・啓発
- (5)財団法人都市緑化基金の行う助成事業に対する協力
- (6)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会員

#### (会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1)正会員 地方公共団体、その他この法人の目的に賛同して入会した公益団体
- (2)賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (3)名誉会員 都市緑化事業に貢献した者又は学識経験者で総会において推薦された者

#### (会費)

第6条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、会費を添えて入会申込書を会長に提出して、理事会の承認を得なければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によって資格を喪失する

- (1)退会したとき
- (2)死亡又は解散したとき
- (3)除名されたとき

(退会)

第9条 会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の3分の2以上の議決によりこれを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この法人の定款に違反したとき
- (2)この法人の名誉を毀損し、又は設立趣旨に反する行為をしたとき
- (3)会費を2年以上納入しないとき

(会費の不返還)

第11条 退会、除名した会員が納入した既納の会費は返還しない。

### 第3章 役員、職員及び顧問

(役員の種類及び定数)

第12条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)理事長 1名
- (3)常務理事 1名
- (4)理事(会長、理事長、常務理事を含む) 7名以上15名以内
- (5)監事 2名

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。ただし、監事は、正会員たる法人又は団体の役員若しくは管理職にある職員のうちから選任する。

- 2 会長及び理事長は、理事の互選により定める。
- 3 常務理事は、理事会の承認を得て、理事のうちから会長がこれを任命する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長はこの法人の会務を総理する。
- (2) 理事長は、この法人を代表し、会長の意を受けてその会務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (4) 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- (5) 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - イ 財産の状況を監査すること
  - ロ 理事の業務執行状況を監査すること
  - ハ 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は大阪府知事に報告すること
  - ニ イからハまでの報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは召集すること

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 第1項本文の規定にかかわらず、役員が正会員たる団体又は法人の役員又は管理職である職員から選任された者である場合には、選任時において所属した団体又は法人の職を失ったときは、この法人の役員を退任したものとみなす。
- 4 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまでの間は、前任者がその職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、総正会員の3分の2以上の議決により解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に総会において弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第17条 役員は、常勤の者を除き無給とする。

- 2 常勤の役員の報酬及び手当等に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第18条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び必要な職員を置き、理事長がこれを任免する。
- 3 事務局長は、事務局を統括する。

(事務局の組織及び管理)

第19条 事務局の組織及び管理に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、第15条第1項の規定を準用する。

#### 第4章 会議

(会議の種類)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、定期総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(会議の開催)

第23条 定期総会は、毎年2回、次に掲げる時期に開催する。

- (1) 年度開始前2ヶ月以内
- (2) 年度末終了後2ヶ月以内

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会が議決したとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 監事が第14条第5号ニの規定により招集を請求し、又は招集したとき

3 理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 監事が第14条第5号ニの規定により招集を請求し、又は招集したとき

(招集)

第24条 総会は、会長が招集し、理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号及び第3項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、前条第3項第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

4 総会及び理事会の招集は、会議の目的たる事項その内容を示して、会議の5日前までに書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、日数を短縮することができる。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、理事長が当る。ただし、第23条第3項第2号及び第3号の規定により招集された理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。

(定足数)

第26条 総会は、総正会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

2 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

(議決)

第27条 総会及び理事会の議決は、この定款で別に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権の代理行使等)

第28条 正会員又は理事は、やむを得ない理由のため、総会又は理事会に出席できない場合は、次の者を代理人として表決を委任することができる。

(1)正会員にあっては、他の正会員又は所属する団体の役員若しくは職員

(2)理事にあっては、他の理事又は所属する団体の役員若しくは管理職にある職員

2 理事会においては、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前2項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員又は理事は総会又は理事会に出席したものとみなす。

(権能)

第29条 総会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1)事業計画及び予算の策定について

(2)事業報告及び決算について

(3)この法人の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関すること

(3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関すること

(議事録)

第30条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)総会又は理事会の日時及び場所

(2)正会員又は理事の現在数並びに出席した正会員数又は理事の氏名

(3)審議事項及び議決事項

(4)議事の経過の概要

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中から選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、設立時の財産目録に記載された財産のほか、次の各号に掲げる収入によって生じた資産をもって構成する。

- (1)会費収入
- (2)補助金又は寄付金収入
- (3)事業に伴う収入
- (4)資産から生ずる収入
- (5)その他の収入

(資産の種別)

第32条 この法人の資産は、これを基本財産及び運用財産に分ける。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録中基本財産として記載された財産
- (2)設立後に基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3)その他総会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、総会の定めるところにより理事長が管理する。

2 基本財産中の現金は、確実な金融機関に預け入れ若しくは信託銀行に信託し、又は国公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(資産の処分の制限)

基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会において総正会員の3分の2以上の議決を経て、かつ大阪府知事の認可を得て、これを処分し、又は、担保に供することができる。

(長期借入金)

第35条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の3分の2以上の議決を経て、かつ、あらかじめ大阪府知事に届け出なければならない。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第 37 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会において総正会員の3分の2以上の議決を経て、かつ、大阪府知事の認可を受けなければ、変更することができない。

(解散)

第 39 条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総正会員の3分の2以上の議決を経て、かつ大阪府知事の認可を得なければならない。

3 この法人が解散したときは、清算人となる者を総会の議決によって選任することができる。

(解散に伴う財産処分)

第 40 条 この法人の解散に伴う残余財産は、総会において総正会員の3分の2以上の議決を経て、かつ大阪府知事の認可を得て、大阪府若しくはこの法人と類似の目的を持つ他の公益団体又はこれらの団体に寄付するものとする。

## 第7章 雑則

(委任)

第 41 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

この定款は、平成17年4月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この定款は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この定款は、平成22年4月1日から施行する。